

婚姻届の郵送手続きについて

<対象者>

当館管轄地内<NSW 州、NT（北部準州）>に在留している方で、当館に在留届を提出している方。

※近郊にお住まいの方でも郵送にて届出ができます。

<必要書類>

※下記は主な必要書類です。個々に異なることもありますので、当館 HP で詳細を確認してください。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_koseki_kanren.html#konin_todoke

- 婚姻届出用紙
- 婚姻証明書 Marriage Certificate 原本（A4サイズ、スタンダードタイプ）
※婚姻証明書の原本返却を希望される場合、理由書・返信用封筒（追跡番号付きの Express Post/ Registered Post の封筒）をご用意ください。
- 婚姻証明書 Marriage Certificate の和訳（当館 HP にひな型があります。届出人の翻訳で構いません）
- 戸籍謄（抄）本（提示のみ。戸籍の記載内容に変更がなければ発行日が古いもの、コピーでも構いません）
- 婚姻時に有効な二人のパスポート（Certified Copy されたものと外国籍配偶者のパスポートはさらに普通のコピー1通）
- 外国籍配偶者の場合、パスポートの和訳（当館 HP にひな型があります。届出人の翻訳で構いません）
- 初婚でない場合、前婚姻が終了した日付が確認できる書類（Divorce Certificate や離婚の記載された戸籍など）
- 外国籍配偶者との婚姻で戸籍上の氏の変更を希望の場合は、外国人との婚姻による氏の変更届出書

<届出の流れ>

1. 書類の郵送前に、まずは届出の記載内容と添付書類の確認が必要です。見本を参照の上、届出用紙を1枚ご記入ください。（届出日は空欄のまま、署名と捺印はまだしないでください。）ご記入後その他必要書類と一緒にEメールに添付し、**cgryoji@sy.mofa.go.jp** まで送ってください。
その際、メール本文に氏名、連絡先電話番号の記載をお願いします。

※添付書類の容量が10Mbを超えるとメールを受信できません。その場合は複数のメールに分けてお送りください。

また、恐れ入りますがメール送信後に一度、到着確認のため当館までお電話ください。

2. 書類の確認後、当館よりお電話を差し上げ、追記・訂正などのご案内をさせていただきます。
その後、期日までに当館に届くよう必要書類を郵送していただきます。書類郵送の際は、必ず EXPRESS POST 又は REGISTERED POST の追跡番号付きの封筒をご使用ください。

<郵送先>

Consulate-General of Japan in Sydney (Consular Section) 宛

GPO Box 4125, Sydney, NSW 2001

3. 郵送後、ご自身でトラッキングし、郵送物が“Delivered”になりましたら念のため当館まで書類到着確認のお電話をお願いします。

Australia Post トラッキング <https://auspost.com.au/mypost/track/#/search>

ご不明な点がありましたら、当館の領事部（02-9250-1000）までお問い合わせください。